２「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

３ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

４ 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられて

いる児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面から的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

○ 児童生徒が自殺を企図した場合
○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合
○ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

６　令和６年度　いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任 学年主任、支援教育コーディネーター、養護教諭 スクールカウンセラー（小・高は要請による派遣）、 スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（　校長　）
・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・（校長・支援教育Ｃｏ）
・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・（教頭・支援教育Ｃｏ）
・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・支援教育Ｃｏ）
・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任・支援教育Ｃｏ・教務主任）
・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・支援教育Ｃｏ）

【教育相談】

・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・(支援教育Ｃｏ・教務主任)

１年・・・・・・・・・・（１年主任）　２年・・・・・・・・・・（２年主任）

３年・・・・・・・・・・（３年主任）　４年・・・・・・・・・・（４年主任）

５年・・・・・・・・・・（５年主任）　６年・・・・・・・・・・（６年主任）

・相談室窓口、相談室の管理、運営・・（教頭・支援教育Ｃｏ・養護教諭・特別支援級主任）

・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・（支援教育Ｃｏ）

【生徒・保護者・地域との連携】

・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・（　計画委員会担当教員　）

・ＰＴＡ校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（　教務主任　）

・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（　学校代表者　）

【関係機関との連携】

・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（　校長・支援教育Ｃｏ　）

・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・（　校長委・支援教育Ｃｏ）

※学校がホームページ等で公開する場合、教職員の個人名を掲載する必要はありません。

７　令和５年度　いじめ防止等対策年間計画

月	活　動　内　容（校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等）
４	・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認・個別相談の実施 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・人権・児童指導部会の開催
５	・職員会議にて各学年の状況報告と指導経過報告、今後の方針についての確認 ・第１回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・南小チャレンジフェスティバル ・共生＊共育プログラム、効果測定（１回目）の実施 ・縦割り活動を通した仲間づくり（１年間を通して行う） ・人権・児童指導部会の開催
６	・職員会議にて各学年の状況報告と指導経過報告、今後の方針についての確認 ・学校説明会でいじめ防止対策について説明 ・人権・児童指導部会の開催 **・【児童生徒指導点検強化月間】の取組** **（具体的な内容➡学校生活アンケート結果の集約・考察・対応、** **生活目標とリンクさせ、各委員会による朝会での啓発活動）**
７	・職員会議にて各学年の状況報告と指導経過報告、今後の方針についての確認 ・個別相談の実施 ・人権・児童指導部会の開催 ・情報モラル教育実施

８	・職員会議にて各学年の状況報告と指導経過報告、今後の方針についての確認 ・いじめの防止対策に関する研修会 ・効果測定の見取り方、生かし方の研修 ・人権・児童指導部会の開催
９	・職員会議にて各学年の状況報告と指導経過報告、今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・共生＊共育プログラム、効果測定（２回目）の実施 ・人権・児童指導部会の開催
１０	・職員会議にて各学年の状況報告と指導経過報告、今後の方針についての確認 ・人権・児童指導部会の開催
１１	・職員会議にて各学年の状況報告と指導経過報告、今後の方針についての確認 ・学校評価児童向けアンケートを行い、いじめに関する聴き取りを実施 ・人権・児童指導部会の開催
１２	・職員会議にて各学年の状況報告と指導経過報告、今後の方針についての確認 ・個別相談の実施 ・学校生活アンケート（２回目）の実施 ・共生＊共育プログラム、効果測定（３回目）の実施 ・人権・児童指導部会の開催
１	・職員会議にて各学年の状況報告と指導経過報告、今後の方針についての確認 ・学校評価アンケートの結果について、職員で話し合い、考察を加える。 ・人権・児童指導部会の開催
２	**・【学校体制振り返り月間の取組】** **(具体的な内容➡・年間反省の実施・学校評価アンケート内容の考察・コミュニティ活動の総括)** ・職員会議にて経過報告、今後の方針各学年の状況報告と指導についての確認 ・学校報告会で、学校評価アンケートの結果を報告
３	・職員会議にて各学年の状況報告と指導経過報告、今後の方針についての確認 ・次年度に向けて、基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

［自主的な企画・運営］

実行委員システムによる企画・運営

・学年行事はすべて子どもたちの思いや企画・運営を取り入れながら行うことで、他者の立場になって考えたり、他とのかかわりを意識したりした行動がとれるようにする。

計画委員会による自主的なあいさつ運動

・計画委員会を中心に校門のところであいさつ運動を行うことで、児童間の交流を行う。

［交流活動の活性化］

縦割り活動

・リーダーとなる６年生はもとより、どの学年にも役割をもたせることで、協働意識をもたせるよ

うにする。また、縦割りでの遊びや、大根の栽培活動などの活動を通して、相手の立場で考えたり、コミュニケーション能力を育てたりする。

委員会活動

・運動委員会が計画した活動に参加するなど、運動を楽しみ、運動習慣をつけられるようにする。
・計画委員会や、代表委員会が計画した、「１年生を迎える会」や「６年生を送る会」での出し物を考え、協力して行い、全校でお祝いする気持ちをもてるようにする。

［啓発活動］

・生活目標について、毎月の朝会で生活目標に関連する委員会の児童が全校児童に伝えるようにする。
・学校の約束について、ポスターを作って掲示し、周知できるようにする。

保護者の取組（PTA 活動）

学習や生活の支援者として

・地域の校外学習の付き添い、プールの監視、１年生の下校時の付き添いなど、児童と積極的に関わり、大勢の目で見守るようにする。

朝の挨拶運動

・門に立ちあいさつ運動を行い、児童との心の交流の場として大切にする。

地域住民とのかかわり

［コミュニティスクールとして］

・コミュニティスクールとしての様々な活動を通して、地域と積極的にかかわりながら児童を育てていく。

学び支援コミュニティ

・梨、菊づくりなどの栽培活動にかかわる活動や、昔遊びを教えてもらう学習、地域の和菓子屋さんでのお饅頭作りの体験学習など、様々な方々に学習を支援していただいている。地域の人や場所などとかかわりながら、自分たちの地域を大切にする気持ちを育てていく。

地域安全（情報発信）コミュニティ

・児童の安心・安全のために、学校・保護者・地域が一体となり子どもたちを支援する。学校 HP の更新、防災訓練などを行い、児童が安心して安全に過ごせるようにしていく。

学校評価コミュニティ

・学校評価アンケートの評価項目の見直しなど、児童にとってよりよい学校を目指して、常に工夫・改善ができるようにしていく。